

栃木県後期高齢者医療広域連合告示第 13 号

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 の規定に基づき、公告する。

令和 6 年 7 月 8 日

栃木県後期高齢者医療広域連合長 佐 藤 栄 一

1 入札に付する事項

(1) 件名

栃木県後期高齢者医療広域連合次期電算処理システム構成機器等賃貸借契約

(2) 借入物品の仕様等

入札説明書による。

(3) 賃貸借契約期間

令和 7 年 1 月 1 日から令和 11 年 12 月 31 日まで

（地方自治法施行令第 167 条の 17 の規定による長期継続契約である。なお、翌年度以降において、当該契約に係る予算の減額又は削除があった場合は、当該契約を解除することができる。）

(4) 設置場所

入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 に規定する者に該当しない者であること。

(2) 宇都宮市の入札参加資格を有する者と決定された者で、令和 6 年 7 月 25 日（木）において、同市で指名停止（指名保留を含む。）期間中でないものであること。（平成 19 年栃木県後期高齢者医療広域連合告示第 14 号）

(3) 一般競争入札参加申込書を、令和 6 年 7 月 17 日（水）までに栃木県後期高齢者医

療広域連合長に提出した者であること。

- (4) 栃木県後期高齢者医療広域連合財務規則（平成 19 年栃木県後期高齢者医療広域連合規則第 26 号）第 51 条第 1 項各号のいずれかに該当する者及び第 64 条第 1 項第 1 号から第 3 号までのいずれかに該当する者であること。

3 入札の手続等

- (1) 契約に関する事務を担当する課の名称等

〒320-0033 栃木県宇都宮市本町 3 番 9 号 栃木県本町合同ビル 2 階
栃木県後期高齢者医療広域連合事務局 管理課資格電算担当
電話：028-627-6805

- (2) 入札説明書の交付期間及び交付場所

ア 交付期間 令和 6 年 7 月 8 日（月）から令和 6 年 7 月 17 日（水）
の午後 5 時 15 分まで

イ 交付場所 栃木県後期高齢者医療広域連合ホームページ

- (3) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日 時 令和 6 年 7 月 25 日（木） 午後 3 時 00 分

イ 場 所 栃木県宇都宮市本町 3 番 9 号 栃木県本町合同ビル 2 階
栃木県後期高齢者医療広域連合事務局 大会議室

- (4) 入札方法

郵便による入札とする。

- (5) 入札書の記載方法等

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した額（当該金額に 1 円未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約を希望する見積金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

- (6) 入札書の郵送方法

郵送用の外封筒（角形 2 号）と入札用の中封筒（長形 3 号）の二重封筒とし、簡易書留郵便により送付すること。

4 その他

- (1) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 免除

イ 契約保証金 免除

(2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書及び栃木県後期高齢者医療広域連合財務規則第 55 条第 3 号から第 7 号までに掲げる事項に係る入札書は、無効となる。

(3) 落札者の決定方法

栃木県後期高齢者医療広域連合財務規則第 53 条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) その他 詳細は、入札説明書による。

(6) 問い合わせ先

〒320-0033 栃木県宇都宮市本町 3 番 9 号 栃木県本町合同ビル 2 階
栃木県後期高齢者医療広域連合事務局 管理課資格電算担当
電話：028-627-6805